

中古自動車販売業者の皆様へ

○令和7年度商品中古自動車の自動車税種別割の減免について

商品中古自動車の自動車税種別割については、最大年税額の1/2分の3相当額が減免されます。
(4月または5月に抹消した場合は、それぞれ1/2分の1又は1/2分の2相当額となります。)

○減免要件について

- ・古物商の許可を受けた中古自動車販売業者が商品として所有し、かつ、展示している自動車であること。
(自社(自己)で使用する自動車、試乗車、代車及びリース車は含まれません。)
- ・「商品中古自動車」であることが、一般財団法人日本自動車査定協会福岡県支所において証明されていること。
- ・減免申請者(本社・営業所等を問わず)の福岡県内で課税されている社用車・リース車等を含む、全ての自動車税種別割について、納期限までに納付されていること。
- ・自動車検査証の所有者及び使用者が、減免申請者と同一であること。
- ・地方税についての違反行為(罰金以上の刑、通告処分(最近3年)または滞納処分(最近2年))をしていないこと。

○申請等の期限について

- ・令和7年3月31日(月)まで
運輸支局にて自社(自己)名義に登録してください。**※新規登録車は「商品中古自動車」に含まれません。**
- ・令和7年4月30日(水)まで **受付期間 R7.4/1~4/30 受付期間外は申請をお受け出来ません**
一般財団法人 日本自動車査定協会福岡県支所に「商品中古自動車証明書」の申請をしてください。
- ・令和7年5月26日(月)まで(減免申請時まで)
令和6年度までの自動車税種別割(自動車税を含む)を納付してください。
※延滞金及び第二次納税義務があるものも含まれます。
- ・令和7年5月26日(月)まで
各自動車税種別割を課税する県税事務所に減免申請をしてください。**令和7年5月26日までに管轄の県税事務所に必要書類を提出し、必ず減免申請を行ってください。**
- ・令和7年6月2日(月)まで
令和7年度の自動車税種別割を納付してください。
※なお、減免要件確認のため、減免申請までの納付についてご協力をお願いします。
※口座振替の場合、納期限までに必ず該当口座の残高等の事前確認をお願いします。

〈商品中古自動車証明書について〉

【申請先】

一般財団法人日本自動車査定協会福岡県支所
〒812-0013 福岡市博多区博多駅東3丁目10-17
陸運会館4F TEL092-451-5151

【必要書類】

- ①商品中古自動車証明申請書及び証明書(A4サイズ)
- ②当該商品中古自動車の自動車検査証の写し
【電子車検証をお持ちの方は、「令和7年4月1日午前0時現在、当該販売業者名義であったことが確認できる自動車検査証記録事項(縦A4)」が必要です。
令和7年4月1日午前0時以降の自動車検査証記録事項は受付できません。令和7年4月1日午前0時以降の自動車検査証記録事項しかない場合は、「詳細登録証明書(有料)」が必要です。(電子車検証の原本の写しは不可。)従来の車検証の方は最新のもの。】
- ③古物商許可証の写し(公安委員会で許可を受けたもの)
- ④主たる営業所等の届出後に警察署から交付される書面の写し又は届出済であることの自認書(古物商許可証を平成30年10月23日以前に取得をし、初めて申請をされる方。)
- ⑤古物台帳等(古物台帳・在庫表・仕入台帳等)
- ⑥申請申込書

様式は査定協会ホームページからダウンロード可能です。
<http://www.jaai.or.jp/shisho/kyuushuu/fukuoka/fukuoka.html>
※申請書に記載する申請車両は登録番号順にご記入ください。
※証明手数料は1台550円(消費税10%込)です。
※証明書に関する詳細は査定協会へお尋ねください。

〈減免申請について〉

【申請先】

県税事務所

【必要書類】

- ①古物商許可証の写し(公安委員会で許可を受けたもの)
- ②一般財団法人 日本自動車査定協会福岡県支所が発行する商品中古自動車証明書
- ③納税義務者のマイナンバーカード(納税義務者が個人の場合)
※代理人が窓口に来られる場合は、上記に加えて代理人の写真付身分証明書及び委任状が必要です。

※商品中古自動車証明申請書(対象自動車は減免申請書継紙に記載)に上記の必要書類を添付して申請してください。
※減免申請書に記載する申請車両は登録番号順にご記入ください。
※法人の場合は古物商許可証の交付を受けている法人名(本社名義)で申請してください。

※詳細については、県税事務所へお問い合わせください。

○その他

申請事務所等の詳細内容は、福岡県ホームページをご参照下さい。
(申請書についてもダウンロードできます。)

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/shohin-chuko.html>

申請申込書

一般財団法人日本自動車査定協会 福岡県支所 御中

1. 必要書類（確認して□にレを入れて下さい）

- ① 「申請申込書」（この用紙）
- ② 商品中古自動車証明申請書／証明書
（エクセル版・PDF版は2枚、複写式版は3枚。申請書及び証明書は査定協会福岡HP参照）
- ③ 「従来の自動車検査証（横A4）」の写し又は「自動車検査証記録事項（縦A4）」の写し
（電子車検証の原本写し不可）（右上に連番で申請書No.と同番号を記入）
- 提出していただく従来の車検証又は検査証記録事項について、従来の車検証は
右上の発行年月日・検査証記録事項は右上の記録年月日の日付がR7年3月31日以前もの。
（R7年4月1日以降の場合は登録事項等証明書の詳細登録証明書の提出が必要です。）
※R7年4月1日以降に継続検査等を受ける予定の方は、継続検査等を受ける前の車検証をコピーして提出してください。その場合は、詳細登録証明書の提出は不要です。
- 従来の車検証・検査証記録事項の備考欄に記載している文字が確認出来る写しをご用意ください。
（備考欄も確認致します、備考欄に電子車検証等を重ねてコピーされたものは受理出来ません）
電子車検証のコピーは不要。
- ④ 「古物商許可証」の写し（記載事項変更がある方は変更箇所の写しも合わせて同封して下さい）
- ⑤ 古物許可証の届け出済自認書（初めて申請される方のみ必要）
（R2年以降に減免申請された方・H30年10月24日以降に新規で古物商許可証取った方は不要）
- ⑥ 証明手数料の振込明細の写し（窓口申請の方は申請時に現金にて領収致します）
証明手数料①は、申請台数 [台×550円=① 円] ←
証明書をレターパックで返送をご希望の方は、①+430円（送料）をお振込み下さい。
但し、返信用封筒や送り状をご自身で用意された方、査定業務実施店の方は送料不要です。
（返信用については記録が残るレターパックや宅急便等の発送方法でお願いいたします。）
（J U福岡の正会員様（オークション会員を除く）は後日、請求になります）2022年度（R4）より手数料が
変更になりましたのでご注意ください
- ⑦ 古物台帳・仕入台帳・売上台帳・在庫表等「写し」の提出（任意）をお願いします。

上記の書類を確認し、商品中古自動車証明申請を致します。

減免の対象とならない 新規登録車（新車、中古新規含む）・社用車・代車用車両・貸渡自動車
（わナンバー・リース車）・軽自動車・他県登録車が証明書より削除されても証明手数料の返
還請求は致しません。

申請会社名 _____

担当者名 _____

電話番号 _____



申請申込書

2 ページ目

2. 申請場所（窓口） 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東3丁目10番17号4F
（郵送先） 一般財団法人日本自動車査定協会 福岡県支所 減免申請担当者 宛
メール・FAXでの受け付けは致しません。

3. 振込先 福岡銀行 筑紫通支店 普通預金 1098245
（イ）ニホンジドウシャチエイキョウカイフクカケンシヨ

●費用は4/1～4/30の期間内にお振込みをお願いします●【申請受付前のお振込み・書類送付はご遠慮ください】

4. 証明書交付（ご希望の□にレを入れてください） 窓口交付 郵送による送付
5. 商品中古自動車証明書の送付をご希望される場合は、下記の返送先住所等を必ずご記入下さい。
（返送先について指定はございません、ご都合の良い住所をご記入ください。）

□	□	□	□	□	□	□
---	---	---	---	---	---	---

お届け先 To ↑	おところ: Address
	おなまえ: Name
	電話番号: Telephone Number ()
	様

もし良かったらこちらを切り取って宛名としてお使いください

抜キリトリ抜

812-0013
福岡市博多区博多駅東3-10-17 4F

一般財団法人
日本自動車査定協会 福岡県支所
減免申請担当者 宛

TEL: (092) 451-5151



3